

虐待の防止のための指針

(株)紅い華ヘルパーステーション

居宅紅い華 熊本北センター

(虐待の防止の関する基本的な考え方)

第1 当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法および障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれ行いません(別紙参照)。

- i. 身体的虐待:利用者の身体の外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii. 介護の世話の放棄・放任:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii. 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv. 性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- v. 経済的虐待:利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項について)

第2 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止適正化委員会」を設置します。また、虐待防止責任者を配置します。

2 委員会の構成メンバーは、施設長・虐待防止責任者・介護職員・看護職員、必要に応じてその他の職員を招集します。なお、本委員会の運営責任者は施設長又は虐待防止責任者とします。

3 委員は該当部署の代表者とし、委員の互選により委員長を選出する。委員の任期は年度毎とし、再任を妨げない。

4 虐待防止適正化委員会は、次のような内容について協議するものとします。

- ① 虐待防止に向けての現状及び改善について
- ② 虐待事案が発生した場合の対応及び改善策の共有
- ③ 虐待事案が発生した場合の再発防止に向けた検討
- ④ 虐待防止及び発生時対応に関する職員全体への周知
- ⑤ 虐待防止に関する研修の企画及び運営

5 委員会の開催

- 1) 委員会を定期的に開催する(概ね年2回程度)
- 2) 委員会が必要と認める場合には臨時で開催する。
- 3) 緊急を要する虐待事案が発生し対策の必要が生じた場合は、上記の開催を待たず対応し、委員長が委員の意見を聴取のうえ可否を判断し、速やかに次回委員会にて検討する。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本指針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します

2 職員に対する虐待の研修は、年2回以上実施します。また、新規採用時についても虐待の防止の

ための研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本指針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何と問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発生した場合、虐待防止責任者もしくは施設長、更には行政機関の担当窓口へ報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の現象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第6 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

2 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

4 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第7 契約時に説明を行い、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

(その他虐待の防止の推進のための必要な事項)

第8 本指針で定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

2 虐待防止に準じたハラスメント対策を行います。

- 1) 利用者の生活環境を害する事を防止する為、職員による該当行為を禁止する。
- 2) 職員の就業環境を害することを防止する為、利用者及び家族等からの行為を禁止する。
 - ① 身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ② 精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③ セクシャルハラスメント(意にそわない誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な行為)

令和4年4月1日